

令和4年3月2日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会附属資料
(条例その他)

(令和4年2月25日付託分)

県土整備局

目 次

ページ

1	収入証紙に関する条例【県土整備局関係】 新旧対照表	1
2	神奈川県手数料条例【県土整備局関係】 新旧対照表	2
3	宅地建物取引業法施行条例 新旧対照表	3
4	港湾の設置及び管理等に関する条例 新旧対照表	4
5	県営緑ヶ丘団地公営住宅新築工事（5期一建築）の概要	13
6	県営伊勢原団地公営住宅新築工事（1期一建築）の概要	18
7	県営二宮団地公営住宅新築工事（1期一建築）の概要	23

1 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）【県土整備局関係】新旧対照表

改正		現行	
別表（第2条関係） 1 使用料		別表（第2条関係） 1 使用料	
名 称	根 拠 規 定	名 称	根 拠 規 定
青少年センター施設 使用料（駐車場使用 料を除く。）	神奈川県立青少年セン ター条例（昭和39年神 奈川県条例第11号）第 4条第1項	1 青少年センター施 設使用料（駐車場 使用料を除く。）	神奈川県立青少年セン ター条例（昭和39年神 奈川県条例第11号）第 4条第1項
青少年センター設備 使用料		青少年センター設 備使用料	
(削除)		2 岸壁利用料	港湾の設置及び管理等 に関する条例（昭和39 年神奈川県条例第93 号）第11条第1項
		係留料	
		陸置料	
		船舶給水料	
		クレーン利用料	

2 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）【県土整備局関係】新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～9（略）			1～9（略）		
10 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	（略）	（略）	10 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	（略）	（略）
11 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	（略）	（略）	11 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	（略）	（略）
12～66（略）			12～66（略）		

3 宅地建物取引業法施行条例（平成12年神奈川県条例第17号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1・2（略）	（略）	（略）	1・2（略）	（略）	（略）
3 法第10条の規定に基づく宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供する事務	宅地建物取引業者名簿等閲覧手数料	300円 1の宅地建物取引業者に関する宅地建物取引業者名簿等を1件とする（ <u>10の項</u> において同じ。）。	3 法第10条の規定に基づく宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供する事務	宅地建物取引業者名簿等閲覧手数料	300円 1の宅地建物取引業者に関する宅地建物取引業者名簿等を1件とする（ <u>9の項</u> において同じ。）。
4 法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施	宅地建物取引士資格試験手数料	8,200円	4 法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施	宅地建物取引士資格試験手数料	7,000円
5～10（略）	（略）	（略）	5～10（略）	（略）	（略）

4 港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）新旧対照表

改正		現行		
別表第1（第11条関係） 1～3（略） （削除）		別表第1（第11条関係） 1～3（略） 4 駐車場利用料		
		車両の種類		
		原動機 付自転 車及び 二輪自 動車	普通自動 車	大型自動 車
		(港湾 施設利 用者)	(港湾施 設利用者)	(港湾施 設利用者)
		1時間 につき 150円。 ただし、 1回の 駐車時 間が2 時間を 超える ときは、 1回に つき410 円とす る。	1時間に つき300 円。ただ し、1回の 駐車時間 が2時間 を超える ときは、1 回につき 830円とす る。	1時間に つき620 円。ただ し、1回の 駐車時間 が2時間 を超える ときは、1 回につき 1,670円と する。
		(その 他の者)	(その他 の者)	(その他 の者)
		1時間 につき 150円。 ただし、 1回の 駐車時 間が4 時間を 超える ときは、 1回に つき750 円とす る。	1時間に つき300 円。ただ し、1回の 駐車時間 が4時間 を超える ときは、1 回につき 1,500円と する。	1時間に つき620 円。ただ し、1回の 駐車時間 が4時間 を超える ときは、1 回につき 3,100円と する。
		備考 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。		
		2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。		
		3 港湾施設利用者とは、第4条第1項第1号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く）		

改 正		現 行																									
		<p>く。)の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者(第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。)で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。</p> <p>4 普通自動車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。以下この表において同じ。)でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。</p>																									
4 船舶給水料 (略)		5 船舶給水料 (略)																									
5 船舶修理施設利用料 (略) (削除)		5の2 船舶修理施設利用料 (略)																									
		6 クレーン利用料																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾名</th> <th>施設名</th> <th>種別</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">湘南港</td> <td rowspan="4">固定式荷役機械</td> <td>1</td> <td>1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの 1回につき2,830円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの 1回につき1,760円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの 1回につき5,300円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの 1回につき3,320円</td> </tr> </tbody> </table>	港湾名	施設名	種別	利用料	湘南港	固定式荷役機械	1	1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの 1回につき2,830円	3	1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの 1回につき1,760円	20	1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの 1回につき5,300円	20	1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの 1回につき3,320円											
港湾名	施設名	種別	利用料																								
湘南港	固定式荷役機械	1	1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの 1回につき2,830円																								
		3	1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの 1回につき1,760円																								
		20	1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの 1回につき5,300円																								
		20	1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの 1回につき3,320円																								
		備考 1箇月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、クレーン利用料は徴収しない。																									
6 港湾管理事務所利用料 (1) 会議室等利用料		6の2 港湾管理事務所利用料 (1) 会議室等利用料																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">港湾名</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">利用料</th> </tr> <tr> <th>午前9</th> <th>午後5時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	港湾名	施設名	区分	利用料		午前9	午後5時							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">港湾名</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">利用料</th> </tr> <tr> <th>午前9</th> <th>午後5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	港湾名	施設名	区分	利用料		午前9	午後5						
港湾名				施設名	区分	利用料																					
	午前9	午後5時																									
港湾名	施設名	区分	利用料																								
			午前9	午後5																							

改 正						現 行						
				時から 午後5 時まで	から 午後10時 まで				時から 午後5 時まで	時から 午後10 時まで		
湘南 港	港湾 管理 事務 所	(削 除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	ミーテ ィング ルーム A	全室	1時間 につき	1時間 につき	1,160 円	1,280円
			(削除)	(削除)	(削除)	ミーテ ィング ルーム A 1		730円	810円			
			(削除)	(削除)	(削除)	ミーテ ィング ルーム A 2		430円	470円			
		(削除)	(削除)	(削除)	ミーテ ィング ルーム B	430円	470円					
		(削除)	(削除)	(削除)	ミーテ ィング ルーム C	430円	470円					
		(削除)	(削除)	(削除)	ミーテ ィング ルーム D	160円	180円					
		(削除)	(削除)	(削除)	ミーテ ィング ルーム E	160円	180円					
		(削除)	(削除)	(削除)	ミーテ ィング ルーム F	160円	180円					
		(削 除)	(削除)	(削除)	(削除)	大会運 営室	全部を 使用す る場合	3,350 円	3,690円			
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		2分の 1を使 用す る場 合	1,680 円	1,850円			
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		3分の 1を使 用す る場 合	1,120 円	1,230円			
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		4分の 1を使 用す る場 合	840円	930円			

改 正				現 行			
	(削除)	(削除)	(削除)		メモリアルルーム	1時間につき 310円	1時間につき 340円
艇整備庫	全室	1時間につき 1,980円	1時間につき 2,170円	艇整備庫	全室	1時間につき 1,980円	1時間につき 2,170円
	艇整備庫1	1時間につき 1,050円	1時間につき 1,150円		艇整備庫1	1時間につき 1,050円	1時間につき 1,150円
	艇整備庫2	1時間につき 930円	1時間につき 1,020円		艇整備庫2	1時間につき 930円	1時間につき 1,020円
大会議室	全室	1時間につき 1,370円	1時間につき 1,510円	大会議室	全室	1時間につき 1,370円	1時間につき 1,510円
	大会議室1	1時間につき 860円	1時間につき 950円		大会議室1	1時間につき 860円	1時間につき 950円
	大会議室2	1時間につき 510円	1時間につき 560円		大会議室2	1時間につき 510円	1時間につき 560円
	医務室	1時間につき 290円	1時間につき 320円		医務室	1時間につき 290円	1時間につき 320円
会議室A	全室	1時間につき 1,130円	1時間につき 1,250円	会議室A	全室	1時間につき 1,130円	1時間につき 1,250円
	会議室A1	1時間につき 640円	1時間につき 710円		会議室A1	1時間につき 640円	1時間につき 710円
	会議室A2	1時間につき 490円	1時間につき 540円		会議室A2	1時間につき 490円	1時間につき 540円
	会議室B	1時間につき 390円	1時間につき 430円		会議室B	1時間につき 390円	1時間につき 430円
	海面監視室A	1時間につき 360円	1時間につき 400円		海面監視室A	1時間につき 360円	1時間につき 400円
	海面監視室B	1時間につき 250円	1時間につき 270円		海面監視室B	1時間につき 250円	1時間につき 270円
	海面監視室C	1時間につき 270円	1時間につき 300円		海面監視室C	1時間につき 270円	1時間につき 300円

改正				
		海面監視室D	1時間	1時間に
			につき	につき
			280円	310円
真鶴港	(略)	(略)	(略)	

(2) シャワー室利用料

港湾名	施設名	種別	単位	利用料
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
真鶴港	(略)	(略)	(略)	(略)

(削除)

7 専用利用料
(略)

(1) (略)

備考 1～4 (略)

5 利用物件の長さ若しくは表示面積が0.01メートル若しくは0.01平方メートル未満であるとき又はこれらの長さ若しくは面積に0.01メートル若しくは0.01平方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算する。

6～8 (略)

(2)・(3) (略)

別表第2 (略)

別表第3 (第24条関係)

利用料金の上限額

1 駐車場利用料金

港湾名	施設名	車両の種類		
		原動機付自転車及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
湘南港	臨港道路附属	(港湾施設利用者)	(港湾施設利用)	(港湾施設利用者)

現行				
		海面監視室D	1時間	1時間に
			につき	につき
			280円	310円
真鶴港	(略)	(略)	(略)	

(2) シャワー室利用料

港湾名	施設名	種別	単位	利用料
湘南港	港湾管理事務所	シャワー設備	1回	220円
真鶴港	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 船具ロッカー利用料

港湾名	施設名	種別	利用料	
湘南港	港湾管理事務所	大型	1箇年につき	
			15,600円	
			1日につき	
			510円	
			中型	1箇年につき
				10,360円
		1日につき		
		300円		
		小型	1箇年につき	
			5,230円	
			1日につき	
		200円		

7 専用利用料
(略)

(1) (略)

備考 1～4 (略)

5 利用面積、利用物件の長さ若しくは表示面積が0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算する。

6～8 (略)

(2)・(3) (略)

別表第2 (略)

別表第3 (第24条関係)

利用料金の上限額

1 駐車場利用料金

港湾名	施設名	車両の種類		
		原動機付自転車及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
(新設)				

改 正					現 行				
	駐車場	1 時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき410円とする。	者) 1 時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき830円とする。	者) 1 時間につき620円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,670円とする。					
		(その他の者) 1 時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき750円とする。	(その他の者) 1 時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき1,500円とする。	(その他の者) 1 時間につき620円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,100円とする。					
葉山港	(略)	(略)	(略)	(略)	葉山港	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
大磯港	(略)	(略)	(略)	(略)	大磯港	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1・2 (略)					備考 1・2 (略)				
3 港湾施設利用者とは、 <u>第4条第1項第1号及び第2号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）</u> の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。					3 港湾施設利用者とは、 <u>第4条第1項第2号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）</u> の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。				
4 普通自動車とは、 <u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下この表において同じ。）</u> でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車					4 普通自動車とは、 <u>道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下この表において同じ。）</u> でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車				

改 正				現 行					
その附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。				トル以上のものをいう。					
2 クレーン利用料金				(新設)					
港湾名	施設名	種別	利用料金						
湘南港	固定式荷役機械	3トン	1月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの	1回につき	2,830円				
			1月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの	1回につき	1,760円				
		20トン	1月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの	1回につき	5,300円				
			1月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの	1回につき	3,320円				
備考 1月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、クレーン利用料金は徴収しない。									
3 港湾管理事務所利用料金				2 港湾管理事務所利用料金					
(1) 会議室利用料金				(1) 会議室利用料金					
港湾名	施設名	区 分	利 用 料 金		港湾名	施設名	区 分	利 用 料 金	
			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで				午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
湘南港	港湾管理事務所	ミーティングルームA	1時間につき	1時間につき	(新設)				
		1	730円	810円					
		ミーティングルームA	1時間につき	1時間につき					
		2	430円	470円					
		ミーティングルームB	1時間につき	1時間につき					
			430円	470円					
		ミーティングルームC	1時間につき	1時間につき					
			430円	470円					
	ミーティングルームD	1時間につき	1時間につき						

改正					現行				
			160円	180円					
		ミーティングルームE	1時間につき	1時間につき					
			160円	180円					
		ミーティングルームF	1時間につき	1時間につき					
			160円	180円					
		大会運営室	全部を使用する場合	1時間につき	1時間につき				
				3,350円	3,690円				
			2分の1を使用する場合	1時間につき	1時間につき				
				1,680円	1,850円				
			3分の1を使用する場合	1時間につき	1時間につき				
				1,120円	1,230円				
			4分の1を使用する場合	1時間につき	1時間につき				
				840円	930円				
		メモリアルルーム	1時間につき	1時間につき					
				310円	340円				
葉山港	(略)	(略)	(略)	(略)	葉山港	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 設備利用料金

ア シャワー室利用料金

港湾名	施設名	種別	単位	利用料金
湘南港	港湾管理事務所	シャワー設備	1回	220円
葉山港	(略)	(略)	(略)	(略)

イ (略)

(3) 船具ロッカー利用料金

港湾名	施設名	種別	利用料金
湘南港	港湾管理事務所	大型	1年につき
			15,600円
		中型	1年につき
			10,360円
		小型	1年につき
			5,230円
		1日につき	
		200円	

(2) 設備利用料金

ア シャワー室利用料金

港湾名	施設名	種別	単位	利用料金
(新設)				
葉山港	(略)	(略)	(略)	(略)

イ (略)

(3) 船具ロッカー利用料金

港湾名	施設名	種別	利用料金
(新設)			

改 正				現 行			
葉山 港	港湾管理事 務所	大型	1年につき	葉山 港	港湾管理事 務所	大型	1箇年につき
			13,310円				13,310円
		小型	1日につき	葉山 港	港湾管理事 務所	小型	1日につき
			420円				420円
大型	1年につき	葉山 港	港湾管理事 務所	大型	1箇年につき		
	6,660円				6,660円		
小型	1日につき	葉山 港	港湾管理事 務所	小型	1日につき		
	210円				210円		
4 舟艇上下架装置利用料金 (略)				3 舟艇上下架装置利用料金 (略)			

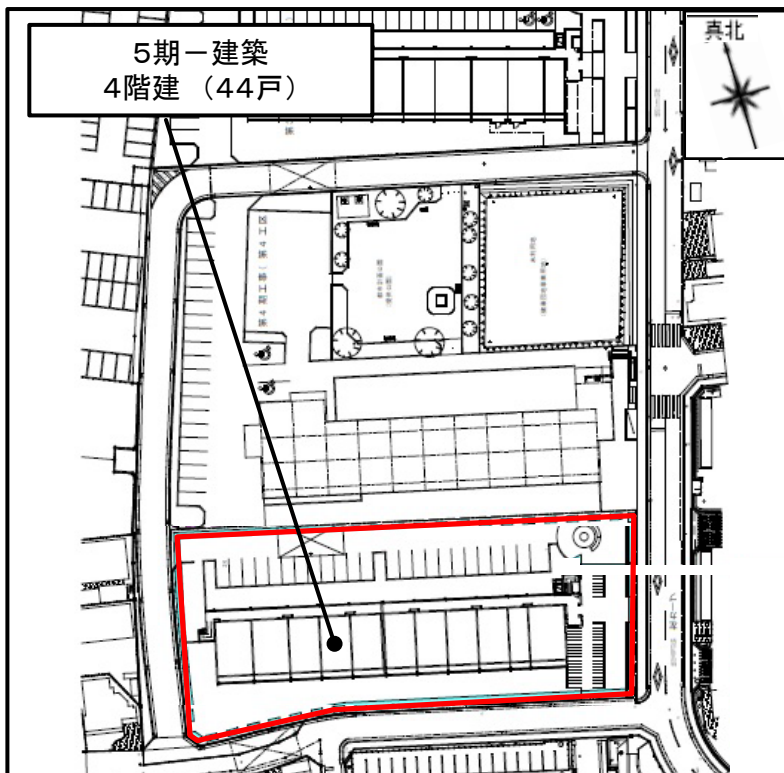
5 県営緑ヶ丘団地公営住宅新築工事（5期－建築）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営緑ヶ丘団地公営住宅新築工事（5期－建築）
- (2) 工 事 場 所 厚木市緑ヶ丘3丁目1－1 他2筆
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 4階建
延床面積 2,505.60㎡
住戸数 44戸
- (4) 請負契約金額 6億5,564万9,060円
- (5) 請負契約者名 株式会社エス・ケイ・ディ
代表取締役 長谷川 辰巳
所在地 平塚市四之宮1丁目8番56号

県営緑ヶ丘団地公営住宅新築工事（5期一建築）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営緑ヶ丘団地公営住宅新築工事（5期一建築）

- 1 開札年月日 令和3年11月22日
- 2 落札額 655,649,060円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 59,604,460円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
634,090,000	596,044,600	596,044,600

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第 1 回入札高	
(株) エス・ケイ・ディ	平塚市四之宮	長谷川 辰巳	596,044,600	落札 (くじ 引き)
(株) 小島組	厚木市栄町	小島 正也	596,044,600	(くじ 引き)
大野土建 (株)	相模原市中央区田名 塩田	大野 攻	596,044,600	(くじ 引き)
(株) 門倉組	藤沢市辻堂元町	小澤 幸喜	596,044,600	(くじ 引き)
匠建設 (株)	平塚市東八幡	佐藤 豊明	596,044,600	(くじ 引き)
山王建設 (株)	厚木市妻田北	高橋 学	596,044,600	(くじ 引き)
アイグステック (株)	藤沢市大庭	塩谷 政志	596,044,600	(くじ 引き)
亀井工業 (株)	茅ヶ崎市南湖	亀井 信幸	596,044,600	(くじ 引き)
(株) 関野建設	秦野市松原町	関野 義一	596,044,600	(くじ 引き)
(株) コラム建設	秦野市鈴張町	樺島 進一郎	596,044,600	(くじ 引き)
古木建設 (株)	相模原市南区上鶴間	古木 賢治	596,054,000	
(株) 勝俣組	足柄下郡箱根町宮城 野	勝俣 徳彦	596,063,400	
(株) 富士建設	茅ヶ崎市茅ヶ崎	新門 三千夫	596,101,000	
成瀬産業 (株)	平塚市宮松町	成瀬 正憲	596,251,400	
大勝建設 (株)	茅ヶ崎市中海岸	加藤 順一	596,740,200	
建友商工 (株)	大和市下和田	小林 隆	597,830,600	
協同建工 (株)	大和市中心	古川 賢一	598,347,600	

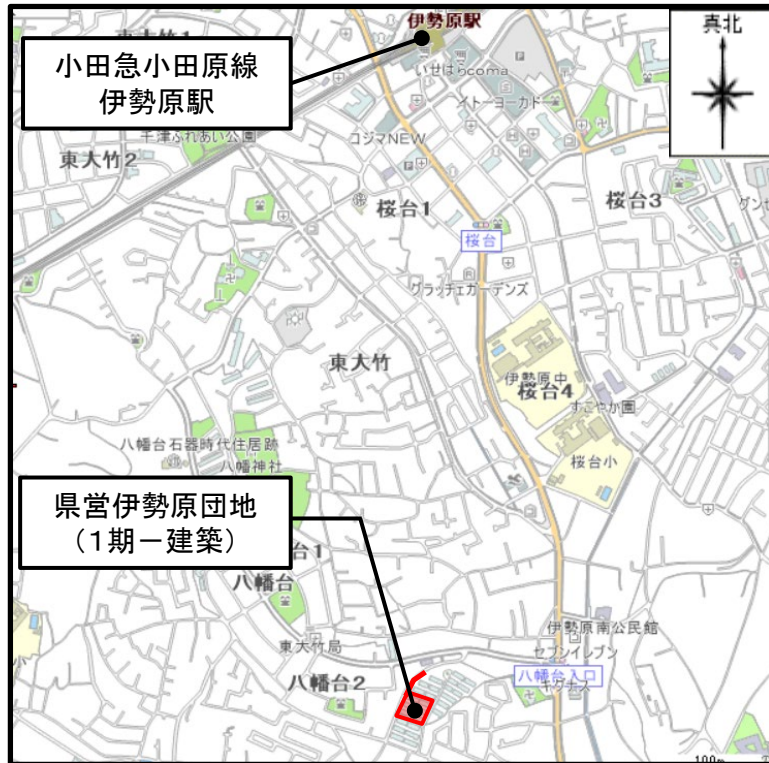
松浦建設（株）	小田原市新屋	松浦 秀敏	621,535,600	
山王総合（株）	伊勢原市田中	吉田 守	596,016,400	
愛甲建設（株）	厚木市飯山	井上 敏郎	596,035,200	
瀬戸建設（株）	小田原市久野	瀬戸 良幸	596,035,200	
（株）藤井工務店	綾瀬市小園	藤井 孝俊	596,035,200	
（株）中島建設	相模原市南区松が枝町	中島 一弘	596,035,200	
常濃建設（株）	厚木市船子	成井 雄幸		辞退
（株）カナコー	相模原市南区麻溝台	大久保 貴章		辞退
大野建設（株）	愛甲郡愛川町中津	大野 治雄		入札書 不着

（注） 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

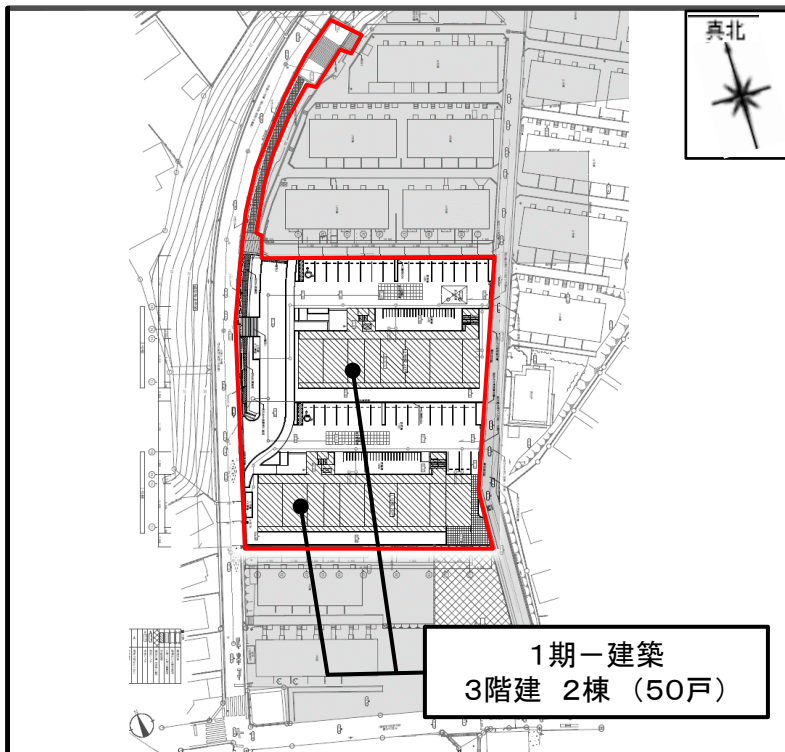
6 県営伊勢原団地公営住宅新築工事（1期－建築）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営伊勢原団地公営住宅新築工事（1期－建築）
- (2) 工 事 場 所 伊勢原市八幡台2-15-1
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 3階建 2棟
延床面積 2,718.83㎡
住戸数 50戸
- (4) 請負契約金額 8億1,441万9,760円
- (5) 請負契約者名 小島・関野特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社小島組
代表取締役 小島 正也
所在地 厚木市栄町1丁目2番2号

県営伊勢原団地公営住宅新築工事（1期一建築）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営伊勢原団地公営住宅新築工事（1期一建築）

- 1 開札年月日 令和3年11月22日
- 2 落札額 814,419,760円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 74,038,160円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
787,640,000	740,381,600	740,381,600

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第1回入札高	
小島・関野特定建設工事共同企業体	厚木市栄町	(株)小島組	740,381,600	落札 (くじ引き)
大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名塩田	大野土建(株)	740,381,600	(くじ引き)
渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	(株)渡辺組	740,381,600	(くじ引き)
三木・三共特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区青木町	(株)三木組	740,381,600	(くじ引き)
匠・成瀬特定建設工事共同企業体	平塚市東八幡	匠建設(株)	740,381,600	(くじ引き)
工藤・カナコー特定建設工事共同企業体	横浜市青葉区新石川	工藤建設(株)	740,381,600	(くじ引き)
アイグステック・田中建設工業特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック(株)	740,381,600	(くじ引き)
小雀・明誠特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区小雀町	小雀建設(株)	740,381,600	(くじ引き)
安藤・杜企画特定建設工事共同企業体	横浜市磯子区中原	(株)安藤建設	740,381,600	(くじ引き)
エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株)エス・ケイ・ディ	740,381,600	(くじ引き)
紅梅・大旭特定建設工事共同企業体	横浜市西区花咲町	(株)紅梅組	740,381,600	(くじ引き)
日成工事・大場建設特定建設工事共同企業体	横浜市港南区上大岡西	日成工事(株)	740,381,600	(くじ引き)
門倉組・湘南ミサワホーム特定建設工事共同企業体	藤沢市辻堂元町	(株)門倉組	740,428,600	
松浦・今井特定建設工事共同企業体	小田原市新屋	松浦建設(株)	772,044,000	
小俣・サクラ特定建設工事共同企業体	横浜市南区新川町	(株)小俣組	787,600,000	
松尾・中鉢特定建設工事共同企業体	横浜市鶴見区鶴見中央	(株)松尾工務店	740,362,800	

瀬戸・大神特定建設工事共同企業体	小田原市久野	瀬戸建設（株）	740,362,800	
亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業（株）	740,362,800	
山王建設・山王総合特定建設工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設（株）		辞退

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

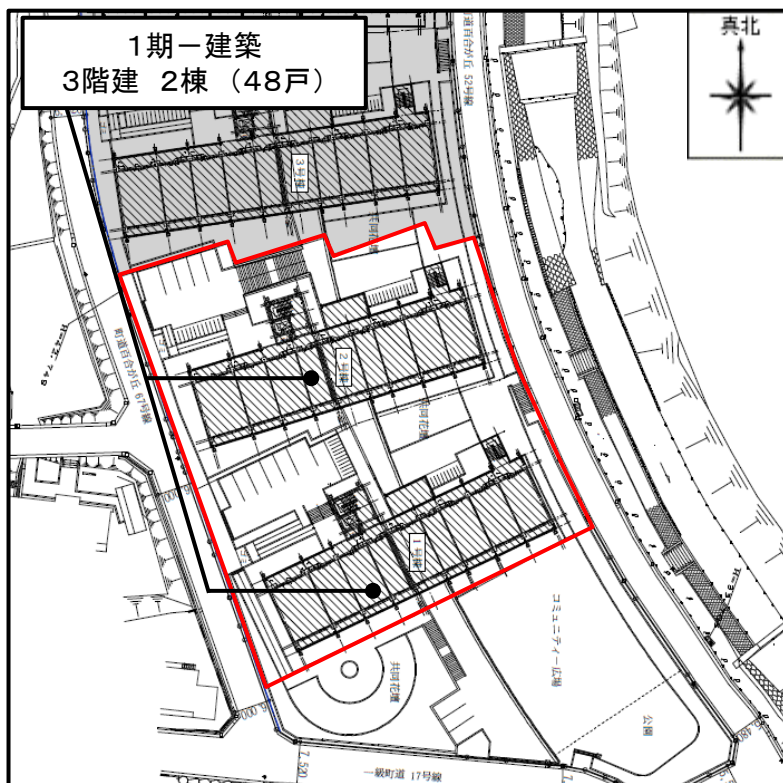
7 県営二宮団地公営住宅新築工事（1期－建築）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営二宮団地公営住宅新築工事（1期－建築）
- (2) 工 事 場 所 中郡二宮町百合が丘3丁目82番1
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 3階建 2棟
延床面積 3,312.21㎡
住戸数 48戸
- (4) 請負契約金額 10億7,962万80円
- (5) 請負契約者名 山王建設・山王総合特定建設工事共同企業体
代表者 山王建設株式会社
代表取締役 高橋 学
所在地 厚木市妻田北1丁目12番6号

県営二宮団地公営住宅新築工事（1期－建築）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営二宮団地公営住宅新築工事（1期一建築）

- 1 開札年月日 令和3年11月22日
- 2 落札額 1,079,620,080円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 98,147,280円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
1,044,120,000	981,472,800	981,472,800

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第1回入札高	
山王建設・山王総合特定建設 工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設(株)	981,472,800	落札 (くじ 引き)
小島・関野特定建設工事共同 企業体	厚木市栄町	(株)小島組	981,472,800	(くじ 引き)
大野土建・愛甲建設特定建設 工事共同企業体	相模原市中央区田 名塩田	大野土建(株)	981,472,800	(くじ 引き)
渡辺組・見上工業特定建設工 事共同企業体	横浜市中区南仲通	(株)渡辺組	981,472,800	(くじ 引き)
三木・三共特定建設工事共同 企業体	横浜市神奈川区青 木町	(株)三木組	981,472,800	(くじ 引き)
松尾・中鉢特定建設工事共同 企業体	横浜市鶴見区鶴見 中央	(株)松尾工務店	981,472,800	(くじ 引き)
工藤・カナコー特定建設工事 共同企業体	横浜市青葉区新石 川	工藤建設(株)	981,472,800	(くじ 引き)
アイグステック・田中建設工 業特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック (株)	981,472,800	(くじ 引き)
安藤・杜企画特定建設工事共 同企業体	横浜市磯子区中原	(株)安藤建設	981,472,800	(くじ 引き)
日成工事・大場建設特定建設 工事共同企業体	横浜市港南区上大 岡西	日成工事(株)	981,472,800	(くじ 引き)
松浦・今井特定建設工事共同 企業体	小田原市新屋	松浦建設(株)	1,023,443,400	
亀井工業・大勝建設特定建設 工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業(株)	1,040,000,000	
小俣・サクラ特定建設工事 共同企業体	横浜市南区新川町	(株)小俣組	1,044,060,000	
紅梅・大旭特定建設工事共同 企業体	横浜市西区花咲町	(株)紅梅組	1,044,330,000	
門倉組・湘南ミサワホーム特 定建設工事共同企業体	藤沢市辻堂元町	(株)門倉組	1,045,000,000	
瀬戸・大神特定建設工事共同 企業体	小田原市久野	瀬戸建設(株)	981,454,000	
エス・ケイ・ディ・コラム建 設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株)エス・ケイ・ ディ	981,454,000	

匠・成瀬特定建設工事共同企業体	平塚市東八幡	匠建設（株）	981,463,400	
小雀・明誠特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区小雀町	小雀建設（株）	981,470,000	

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。